

令和2年度埼玉県液化石油ガス販売事業者等保安対策重点方針

令和2年6月30日

埼玉県危機管理防災部化学保安課

埼玉県は、消費者がより安心・安全に液化石油ガス（以下「LPガス」と言う）を使用できるよう、令和2年度の保安対策の重点事項として下記の5項目を定め、液化石油ガス販売事業者等に対して実行することを要請する。

記

- 1 法令遵守の徹底及び自主保安対策活動の推進
- 2 一般消費者等に起因する事故の防止対策
- 3 販売事業者等に起因する事故の防止対策
- 4 自然災害時の保安対策
- 5 料金透明化の取組の推進

【保安の確保に向けた埼玉県の方針】

- 1 LPガス販売事業者等への立入検査、供給設備の現地調査を通じて、法令遵守の徹底と自主的な保安対策活動の立案、取組の推進を指導する。
- 2 一般消費者等に対し、換気不良等による一酸化炭素（CO）中毒事故やガス器具の取扱ミスによる爆発・火災事故対策の啓発を進め、保安意識の向上を図る。
- 3 LPガス販売事業者等を対象とした講習会や届出時等の窓口面談などを通じて保安体制の確保を指導する。
また、他工事による埋設管破損事故等が多く発生しているため、販売事業者と工事関係者との積極的な連携による事故防止対策を指導する。
- 4 地震等の自然災害発生時の被害を最小限に抑えるため、消費者を含めた体制整備の推進を販売事業者に求める。
- 5 標準的な料金メニューの公表や14条書面の適正な交付による消費者への料金の透明化を販売事業者に指導する。

経済産業省では「2020年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」を策定し、LPガス販売事業者等に保安の維持・確保を求めています。以下のホームページに掲載されていますので御覧ください。

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2020/03/20200331-01.html

1 法令遵守の徹底及び自主保安対策活動の推進

(1) 組織内のリスク管理の徹底

現場ごとに異なるリスクを把握し、適切な対策・改善を継続して実施すること。「自主保安活動チェックシート」を活用した自主保安活動の自己診断を実施して項目ごとの強い点の一層の強化と弱い点の改善を図り、事故防止対策につなげること。

(2) 保安教育の実施及び業務主任者の再講習の受講

従業員に対して、保安教育を確実に実施するとともに、業務主任者には規定の講習を受講させ、保安の確保を図ること。

(3) 保安業務の確実な実施

保安業務は計画的に実施し、販売事業者が保安業務を委託する場合は、保安機関の実施状況を確実に把握すること。

保安業務を受託した保安機関は、委託元の販売事業者に確実に結果を通知すること。

国、県及びLPガス関係団体が実施する保安講習会等に参加し、最新の知見を積極的に得ること。

(4) 安全機器の普及促進・期限管理の徹底及び燃烧器具等の改善促進

安全機器、ガス放出防止型高圧ホース、ガス漏れ警報器等の普及に努めるとともに、機器の期限管理を徹底すること。

(5) バルク貯槽等の20年検査に向けた体制準備

対象となるバルク貯槽等の検査又は更新に向けた計画を策定するとともに、工事事業者、運送事業者に対し、保安教育を実施して事故防止の徹底に努めること。

(6) 容器等の盗難防止措置

空き家に設置されている容器は積極的に回収し、無人の場合が多い施設については盗難防止措置を講じること。

【補足説明】

L P ガスを安心・安全に利用するためには、関係法令で定められた基準を遵守し、保安対策活動を推進していく必要がある。

しかし、令和元年度に行った立入検査等において、県所管L P ガス販売事業者等による法令違反が確認されている。

販売事業者は、事故が発生すれば消費者等にも被害を与えてしまう可能性のあるL P ガスを供給していることを踏まえ、基準の遵守を徹底すること。

[参考]

(1) 令和元年度に書類帳簿検査・立入検査等で指摘した主な事項

- ① 不適合設備の改善等
 - ・ 基準不適合供給設備の改善
 - ・ 容器交換時等供給設備点検における不適合設備の改善
 - ・ 不完全燃焼防止装置が付いていない湯沸器、風呂釜の交換
- ② 保安検査の適正な実施
 - ・ 定期供給設備点検・消費設備調査の期限内実施
 - ・ 消費者保安管理台帳、設備台帳の管理
- ③ 安全対策の推進
 - ・ マイコンメーター、ヒューズガス栓、ガス漏れ警報器等の設置
 - ・ ガス放出防止型高圧ホース、転倒防止の鎖等二重掛けの設置
- ④ 手続き・資格者関係
 - ・ 業務主任者・代理者免状の提示及び再講習受講
 - ・ 液化石油ガス販売事業所等変更届の提出
- ⑤ 取引の適正関係
 - ・ 請求書への算定根拠の記載・頻度

(2) 令和元年度に発生した容器盗難

令和元年度はL P ガスの容器盗難が14件(15本)発生している。平成30年度の9件に比べ、盗難件数は増加している。

チェーンが切断されて盗難される事例もあることから、状況に応じて他の盗難防止措置を検討することが望ましい。

無人の場合が多い施設については見回り強化、二重チェーン化、容器の大型化等を検討すること。

2 一般消費者等に起因する事故の防止対策

(1) 一般消費者への周知

消費者が正しいLPガス及び関連機器の取扱方法を理解の上、安心して使用できるよう、周知活動を実施すること。特に高齢者等に対しては、具体的で分かりやすい事故事例を説明する等により注意を促すこと。

また、地域の防災訓練等の機会をとらえ、消費者との接点の強化に努め、日頃からコミュニケーションを図ること。

(2) 一酸化炭素(CO)中毒事故の防止対策

○住宅におけるCO中毒事故防止対策

ガス消費機器を使用する際、異常がないことを確認するよう一般消費者に周知すること。特に、排気筒を設置している消費者には注意を向けること。

○業務用施設におけるCO中毒事故防止対策

学校、福祉施設等の業務用施設の関係者に対して、CO発生のメカニズムを説明し、換気等の適切な使用方法や設備の清掃・メンテナンスを徹底させること。また、業務用換気警報器、CO警報器の普及促進と機能維持に努めること。

(3) 安全なガス消費機器等の普及促進

安全装置付き風呂釜、Siセンサーコンロ、ガス警報器、ガス栓カバー等の普及促進に努めること。

(4) リコール対象製品等への対応

経済産業省が公開しているリコール情報を確認し、消費者等にガス機器に関する情報提供に努めること。

(https://www.meti.go.jp/product_safety/recall/index.html)

(5) 定期消費設備調査による基準不適合設備の改善

定期消費設備調査の確実な実施に努めること。

調査の結果、基準不適合となった場合は、消費者の理解を得て改善に努めること。

【補足説明】

(1) 全国の事故

令和元年に発生した事故は198件で、うち一般消費者等に起因する事故は57件であった。主な原因は以下のとおり。

- ・ 誤開放 16件
- ・ 点火ミス、立ち消え 15件
- ・ 不適切な使用 3件

(2) 県内の事故

令和元年度に発生した事故は21件で、うち1件が一般消費者等に起因する事故であった。事故は消費機器の交換作業中に誤って消費者が機器を操作したことによる。

(3) CO事故

令和元年にCO中毒事故は発生していない。しかし、事故の発生は人命に関わることから、引き続き対策を行う必要がある。国・県のHP等から、過去の事故事例を確認しておくこと。

(参考) 事故の発生件数

	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年
県	10	9	14	12	21
うち一般消費者	2	5	2	3	1
国	182	139	193	206	198
うち一般消費者	60	45	54	67	57

※県の値は年度の集計値（令和元年：平成31年4月1日～令和2年3月31日）

3 販売事業者等に起因する事故の防止対策

(1) 作業手順書等の遵守と漏えい防止措置の徹底

配送員は作業手順書等を遵守し、漏えい検知液等による接続部の劣化の確認を励行するとともに、漏えい検知装置の警告表示を確認すること。

(2) 他工事による埋設管損傷事故の防止の徹底

消費者等から他工事についての情報が得られるよう事前に周知し、工事の際には工事関係者と打合せを行い、必要に応じて作業に立ち会うこと。

(3) 供給管・配管の事故防止

特定液化石油ガス設備工事に係る届出、液化石油ガス設備士資格の有無及び再講習の受講確認を行った上で適切に監督すること。

(4) 機器の事故防止対策

調整器、高・低圧ホース、警報器、マイコンメーター等の機器の期限管理を徹底し、期限切れとなることのないよう徹底すること。

(5) 質量販売に係る事故防止対策

供給開始時に消費設備調査を行い、事故防止及び緊急時対応について周知を行うこと。

【補足説明】

(1) 全国の事故

令和元年に発生した事故は198件で、うち販売事業者等に起因する事故は42件であった。主な原因は以下のとおり。

- ・ 供給設備の腐食等劣化 18件
- ・ 設備工事や修理工事時の工事及び作業ミス 13件
- ・ 容器交換時の接続ミス等 2件

(2) 県内の事故

令和元年度に発生した事故は21件で、うち販売事業者等に起因する事故は6件であった。原因は以下のとおり。

- ・ 機器メーカーによる装置の取り違え
- ・ 配管の経年劣化
- ・ ガス機器販売事業者の配管接続不良
- ・ 容器とホースの接続不良
- ・ ガスメーター交換時の接続不良

(3) 県内の他工事による事故

水道工事や解体工事の際に誤ってガス配管を切断した事故が8件発生している。いずれも販売事業者に工事情報が伝わらず、事前の打合せや立会いは行っていない。販売事業者はガス供給設備周辺における工事情報の把握に務める必要がある。

4 自然災害時の保安対策

(1) 災害に備えた準備

関係機関等との連携、連絡、協力体制を整備すること。

災害マニュアルをあらかじめ作成し、防災訓練などに参加すること。

各自治体が発表しているハザードマップを確認・把握し、浸水、水害の恐れがある地域のガス容器流出防止に備えた対策を講じること。

(2) 顧客の保安データの管理

保安データを電子媒体等の持ち出し可能な形に保存し、自らの避難時の優先持ち出しリストに明示し、持ち出しのルールを整備すること。

データはインターネットを使用した管理を導入し、配送事業者や保安機関等との二元管理を検討すること。

(3) 供給設備の保護

容器はチェーン又はベルトの二重掛けによる容器の転倒防止措置を強化し、漏えい防止策としてガス放出防止器又はガス放出防止型高圧ホースの導入を推進すること。

(4) 消費者への周知

災害時に一般消費者等が適切に対応できるよう日頃から広報活動に努めること。

- ①自分の身を守り、安全を確保する。
- ②器具栓・元栓を閉止し、その他の火気を始末する。
- ③メーターガス栓、容器バルブを閉止する。

【補足説明】

自然災害は直接の被災地ではない場合においても、通信手段や交通手段の混乱により事業者の業務の遂行に支障を来す可能性があり、この場合においても関係機関等との連携、連絡、協力体制が重要となってくる。

また、地域や関係団体等の防災訓練に積極的に参加し、平時から災害を想定した保安対策に取り組むとともに、災害時の現場において、中心的な役割を担える人材の育成を進めることが重要である。

[参考]

令和元年10月の台風第19号では、東海から東北を中心に広い範囲で記録的な大雨となり、複数の河川が氾濫するなどの被害が発生した。

埼玉県内では住家被害が約5,500棟発生し、浸水した家屋からの容器流出が、4件(6本)発生している。

5 料金透明化の取組の推進

(1) 標準的な料金メニューの公表

料金メニューや平均的な使用量に応じた月額料金例のホームページ又は店頭の見やすい場所への掲示や、店頭での料金表の配布等により消費者に公表すること。

(2) 法14条に定める書面の交付

新た取引を始める際、消費者に対してLPガス以外で価格に含まれる商品や設備の所有関係等を説明し、その内容を記載した書面を交付し署名をお願いすること。

(3) 請求時における料金の透明化

請求書には料金の算定となる根拠ごとに金額を記載すること。

【補足説明】

(一社)埼玉県LP協会の埼玉県お客様相談センターには消費者から毎年300件近くの相談が寄せられており、ガス料金や設備の撤去費用等に関する相談も多く寄せられている。

このような状況を改善するためにも、消費者に対し曖昧な説明・取決めをすることなく、分かりやすく丁寧な説明が必要である。

【参考資料】

- ・ 令和元年度 県内の家庭用等LPガス事故の概要

液化石油ガス（家庭用等LPガス）事故発生状況

ア 事故発生の推移

区分	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
件数	10	9	14	12	21
死者	0	0	0	0	0
傷者	2	2	0	5	2

イ 事故の概要

漏えい 18件（死者 0名、負傷者 0名）

漏えい爆発・火災など 3件（死者 0名、負傷者 2名）

CO中毒・酸欠など 0件（死者 0名、負傷者 0名）

合計 21件（死者 0名、負傷者 2名）

番号	発生場所 発生年月日 原因者	災害現象別 被害状況	事故概要 【原因】
1	さいたま市 R1.6.1 その他 (落下物)	漏えい 死傷者なし 供給管損傷	消費者が自宅の2階の網戸を開けた際に、網戸が容器付近に落下し、高圧ホースの金具を損傷してガスが漏えいした。 通報を受けた消防署が容器バルブを閉めて漏えいを停止した。 販売店が調整器及び高圧ホースを交換し、供給を再開した。
2	川口市 R1.6.24 消費者等 (器具の誤操作)	漏えい爆発 軽傷 1名 軽度の火傷	ビルトインコンロの取替工事中に設備工業者が現場を離れた。作業中に消費者がガス栓を開けて点火操作を行ったため、ガスが漏えいして引火し、消費者がやけどを負った。 再発防止措置として設備工業者が作業手順を見直すこととした。
3	草加市 R1.6.2~7.2 不明 (その他)	漏えい 死傷者なし 物的被害なし	LPガス容器と高圧ホース接続部の緩みによる漏えい。 消費者と販売事業者の説明に食い違いがあり、接続部に緩みが生じた原因は不明。
4	狭山市 R1.7.19 販売事業者 (不適正な供給設備工事)	漏えい 死傷者なし 物的被害なし	消費者からガスが使用できないとの連絡を受け、販売店が現地を確認。20kg容器が空になっていた。供給側を点検したところ低圧ホースのねじ込み部が緩んでいた。 当日、メーター及び調整器の交換工事を実施していたことから、低圧ホースのレンチ締めが不十分であったことが原因と推定された。 販売事業者が現地で接続部の増締めによる漏えい防止措置を行うとともに、社内教育の実施等の再発防止措置を講じた。
5	越谷市 R1.7.26 販売事業者 (不適正な供給設備の工事)	漏えい 死傷者なし 物的被害なし	充てん設備からバルク貯槽への充てん作業中に安全弁が作動し、ガスが噴出した。 安全弁にプロパン用(1.78Mpa)よりも噴出設定圧力が低いブタン用(1.08Mpa)の安全弁が使用されていたことが判明。 安全弁メーカーと卸売業者間で型番を錯誤し、また、販売店(工業者)の確認も不十分であったことが要因。

6	朝霞市 R1. 09. 02 他工事業者 (植栽業者)	漏えい 死傷者なし 供給管損傷	老人ホームの草刈りを行っていた植栽業者が作業中に、埋設部から立ち上がった供給管（フレキ管(15A)）を損傷した。 ガス管損傷対策として、フレキ管外部を鋼管により保護し、また、ガス管注意喚起の表示を取り付けた。
7	深谷市 R1. 9. 18 消費設備工事業者 (不適正な消費設備の工事)	漏えい ガス設備工事 物的被害なし	消費者からガス臭いとの通報により販売事業者が現場を確認したところ、ビルトインコンロとガス栓をつなぐフレキ管が不適正に取り付けられていたため接続部でガスが漏えいしていた。 消費者にビルトインコンロの交換工事が当日行われていたことを確認した販売事業者が工事業者に事情を確認したところ、液化石油ガス設備士の資格を有しない者が設備工事を行っていたことが判明した。
8	新座市 R1. 09. 27 販売事業者 (不適正な供給設備の工事)	漏えい 死傷者なし 物的被害なし	消費者から消防署にガス臭いとの通報があった。消防から連絡を受けた販売事業者が現地を確認し、検知液による漏えい試験を行ったところ、ガスメーターと供給管の接続部から漏えいが確認された。接続部のパッキンを交換し、漏えいがないことを確認の上、ガスの供給を再開した。 ※数日前に実施したガスメーターの交換作業が影響した可能性がある。
9	川越市 R1. 09. 29 販売事業者 (供給設備の経年劣化)	漏えい 死傷者なし 物的被害なし	消費者(集合住宅)から消防署にガス臭いとの通報があった。消防から連絡を受けた販売事業者が現地を確認したところ、供給管のコンクリート下部の埋設部付近からガス臭を確認した。その付近の配管が腐食してガスが漏れていた。 応急措置として、集合住宅側の容器(50kg×4本)を回収してガスを停止し、翌日、復旧作業として供給管の交換を行った。
10	入間市 R1. 10. 28 不明 (その他)	漏えい 死傷者なし 物的被害なし	消費者からガス臭いとの連絡を受けた販売事業者が現場を確認したところ、20kg 容器の使用側のホースが外れガスが漏れていた。 同日の朝方に容器交換を実施した配送業者に事情を確認したが原因等は不明。 いたずらの可能性があるため、いたずら防止措置を実施した。
11	越谷市 R1. 11. 7 他工事業者 (水道工事業者)	漏えい 死傷者なし ガス配管損傷	水道配管の工事業者が、消費者の敷地内において、コンクリート切断作業中に埋設ガス配管を損傷したためガスが漏えいした。 販売事業者が現地に到着した時は、ガスメーターが遮断し漏えいは止まっていた。復旧作業を速やかに実施し、再発防止のため水道工事業者に注意喚起を行うとともに、他工事業者等による事故防止のため、各顧客に対して工事予定を販売事業者連絡するよう周知した。
12	小川町 R1. 12. 1 販売事業者	漏えい 死傷者なし 物的被害なし	消費者が容器のバルブを閉めて外泊し、帰宅後(2日後)にバルブを開けたところ、容器周りからガス臭がしたため、販売事業者連絡した。 販売事業者が容器と高圧ホースとの接続部を検査したところ漏えいを確認し、高圧ホース接続部の締めが不十分であったことが原因と考えられたことから、作業手順の見直しなどを行った。
13	さいたま市 R1. 12. 22 不明 (その他)	漏えい火災 死傷者なし 乾燥機損傷	コインランドリーで発生した火災において、原因究明のため乾燥機を分解検査したところ、バーナーの電磁弁内部のリングがねじれ、破損していた。 破損箇所から漏えいしたガスにバーナーの火が着火し、火災に至ったものと考えられる。 メーカー等の調査ではリングがねじれた原因は不明だった。

14	加須市 R2. 1. 14 他工事業者 (解体業者)	漏えい火災 軽傷 1名 軽度の火傷 物的被害なし	特別養護老人ホームの建物屋上にあるバルク供給によるガス給湯設備の撤去作業を水道工事業者が実施していたところ、下請けの解体業者が誤って電動カッターでガス配管を切断した。このため、ガスが漏えい、着火してガス給湯器の一部を焼損したが、消火活動により、建物への延焼はなかった。 工事関係者への周知徹底を行うための体制の構築を図った。
15	杉戸町 R2. 1. 22 他工事業者 (水道工事業者)	漏えい 死傷者なし 物的被害なし	水道工事業者が杉戸町の共同住宅の水道管工事を実施していたところ、誤ってガス管を損傷させた。 販売事業者に事前の連絡等はなかったため、工事関係者への周知徹底を行うための体制の構築を図った。
16	新座市 R2. 2. 25 他工事業者 (水道工事業者)	漏えい 死傷者なし 物的被害なし	水道工事業者が集合住宅の敷地内で重機による掘削作業中に、誤ってガス管を損傷させガスが漏えいした。 工事関係者に対し、掘削・解体工事の際は事前連絡が必要であることの周知を図った。
17	東松山市 R2. 2. 25 他工事業者 (植栽業者)	漏えい 死傷者なし 物的被害なし	草刈りを行っていた植栽業者が草刈り機の刃で、ガス管を損傷させガスが漏えいした。 販売先に他社の工事を行う際に事前の連絡をお願いする社内体制の強化を図った。
18	さいたま市 R2. 3. 9 他工事業者 (水道工事業者)	漏えい 死傷者なし 物的被害なし	水道工事業者が共同住宅の水道管の工事中に、誤ってガス管を損傷させた。 販売先に対し、事前連絡の必要性を周知した。
19	さいたま市 R2. 3. 12 不明 (その他)	漏えい 死傷者なし 物的被害なし	住民からガス容器庫からガス臭とガス漏れの音がするとの通報が販売店にあった。 販売店の従業員が現場確認したところ、ガス容器と供給管の接続部からのガス漏えいを確認した。 容器交換時の点検を強化するため、配送担当者を対象とした保安教育を実施した。
20	杉戸町 R2. 3. 15 他工事 (水道工事業者)	漏えい 死傷者なし 物的被害なし	水道工事業者が漏水していた水道管の交換工事で、誤ってガス配管を切断し、ガスが漏えいした。 販売先に対する事前連絡・事前確認の徹底と周知活動について社内教育を実施した。
21	越谷市 R2. 3. 22 不明 (その他)	漏えい 死傷者なし	ガスメーターに何らかの強い衝撃が加わり、ガス管を損傷し、ガスが漏えいした。 損傷原因を調査したが特定には至らなかった。

集計方法は、液化石油ガス関係事故措置マニュアルによる。

重傷者：負傷の治療に要する期間が30日以上を負傷者。

軽傷者：負傷の治療に要する期間が30日未満を負傷者。

※H30 年度から国の事故報告において「盗難」を家庭用等LPガス事故として扱うこととなったが、ここでは平成 29 年度までと同様に下記により別掲とした。(17 件)

番号	発生場所 発生年月日 原因者	災害現象別 被害状況	事故概要 【原因】
1	熊谷市 H31. 3. 8 H31. 4. 5 — (盗難)	盗難 死傷者なし 20kg 容器 1 本	近隣住民からの通報で、容器の盗難を確認した。 容器は、盗難防止用のチェーンがついていたが切断されていた。
2	熊谷市 H31. 4. 9 H31. 5. 13 — (盗難)	盗難 死傷者なし 20kg 容器 1 本	検針員が、集会所に設置されている 20kg のLPガス容器 2 本のうち、予備側 1 本が無くなっているのを発見した。 容器は、盗難防止用のチェーンがついていたが切断されていた。
3	深谷市 R1. 06. 07 — (盗難)	盗難 死傷者なし 20kg 容器 1 本	販売店が消費者を訪問したところ、20kg 容器 2 本のうち、予備側 1 本が無くなっていることに気が付き、盗難であることが発覚した。容器は鍵付のチェーンで巻かれていたが、切断されていた。
4	深谷市 R1. 06. 15～ R1. 07. 12 — (盗難)	盗難 死傷者なし 20kg 容器 1 本	販売店作業員が、メーター交換に行った際に、予備側 20kg 容器 1 本が無くなっていることに気が付いた。
5	熊谷市 R1. 9. 2～R1. 9. 5 — (盗難)	盗難 死傷者なし 20kg 容器 1 本	消費者から容器が無いとの連絡を受け、販売店従業員が現地を確認したところ、20kg 容器 2 本のうち、予備側 1 本が無くなっていた。
6	長瀬町 R1. 10. 12 (喪失)	喪失 死傷者なし 20kg 容器 2 本	台風第 19 号により、荒川が氾濫し、キャンプ場河川敷に設置してあった手洗い場用の容器、メーター、給湯器が建物ごと流された。
7	皆野町 R1. 10. 13 (喪失)	喪失 死傷者なし 20kg 容器 1 本	台風第 19 号により、荒川が氾濫し、消費者宅に設置してあった 20kg 容器が流された。うち 1 本は後に熊谷市内の荒川河川敷に漂着し、回収した。
8	秩父市 R1. 10. 13 (喪失)	喪失 死傷者なし 50kg 容器 1 本	台風第 19 号により、河川が氾濫し、消費者の家屋とともに容器が流出した。
9	東松山市 R1. 10. 1 ～ R1. 10. 13 (盗難)	盗難 死傷者なし 50kg 容器 1 本	消費者から容器が無いとの連絡を受け、配送業者作業員が現地確認したところ、予備側 50kg 容器 1 本が無くなっていた。
10	川口市 R1. 10. 24 — (盗難)	盗難 死傷者なし 20kg 容器 1 本	容器配送業者が容器交換に行った際に、20kg 容器 1 本が無くなっているのを確認した。工具のようなもので、容器を取り外した後が残されていた。
11	熊谷市 R1. 11. 27 — (盗難)	盗難 死傷者なし 20kg 容器 1 本	配送業者が容器交換に行った際に、20kg 容器 2 本中予備側 1 本が無くなっていた。
12	熊谷市 R1. 11. 1 ～ R1. 12. 4 — (盗難)	盗難 死傷者なし 20kg 容器 1 本	検針員が容器の盗難を確認した。 容器はチェーンで巻かれていたが、鋭利なもので切られていた。ガスの漏えいはなかった。

13	熊谷市 R1. 12. 3 R1. 12. 6 — (盗難)	盗難 死傷者なし 20kg 容器 2 本	<p>集会所の利用者からガスが使用できない、容器が無いとの連絡が販売店にあった。</p> <p>販売店の従業員が現場を確認したところ、20kg 容器 2 本の盗難を確認。</p> <p>容器はチェーンで巻かれていたが、鋭利なもので切られていた。ガスの漏えいはなかった。</p> <p>販売店から容器所有者に容器の本数変更についての確認の連絡があり、盗難が発覚した。</p> <p>当該現場の容器は半年くらい前から、1 本であったが、検針員が設置本数の変更によるものと誤認したため、発見が遅れた。</p>
14	東松山市 R2. 2. 20 — (盗難)	盗難 死傷者なし 20kg 容器 1 本	<p>集会所の利用者から容器が無いとの連絡を受けて、販売店の従業員が現地確認したところ、容器の盗難が発覚した。</p>
15	熊谷市 R2. 2. 6 R2. 2. 22 — (盗難)	盗難 死傷者なし 20kg 容器 1 本	<p>検針員が容器が 1 本無いことを確認し、販売店に連絡した。その後連絡を受けた販売店従業員が現地を確認したところ、容器の盗難が発覚した。</p>
16	滑川町 R2. 2. 6~R2. 3. 5 — (盗難)	盗難 死傷者なし 20kg 容器 1 本	<p>販売店従業員がメーター交換に行った際に、20kg 容器 2 本中予備側 1 本が無くなっていることを確認した。その後、容器所有者に確認したところ、容器の盗難が発覚した。</p>
17	熊谷市 H31. 4. 9 R2. 3. 18 — (盗難)	盗難 死傷者なし 20kg 容器 1 本	<p>近隣住民からの通報で、容器の盗難を確認した。</p> <p>容器は、盗難防止用のチェーンがついていたが切断されていた。</p>